

# 砂防に関する奨学助成制度に係る実施規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人全国治水砂防協会（以下「本協会」という）及び公益社団法人砂防学会（以下「砂防学会」という）が協力して実施する事業として行う砂防に関する奨学助成制度について定める。

### (奨学生の資格・定義)

第2条 本協会の奨学助成制度の給付を受けることができる者は、奨学助成金の受給を希望する年度の4月1日時点において満30歳以下であり、砂防に関する講座・研究室・分野を有する大学院の博士後期課程（以下「大学院」という）に在籍し、博士号の学位（以下「学位」という）取得を目指す者、または、大学院を単位取得退学後に当該大学が規定する期間内での学位取得を目指す者、または、学位取得後も引き続き大学院に在籍し研究を続ける者で、大学院の砂防に関する講座・研究室・分野において、砂防に関する研究に取り組み、かつ品行方正、学業優秀であると認められる者でなければならない。

2 本協会から奨学助成制度の給付を受ける者を「奨学生」と称し、給付される金員を「奨学助成金」と称する。

3 次の各号の一に該当する場合は、本制度の給付を受けることはできない。それ以外の奨学金等との併給は認める。

(1) 独立行政法人日本学術振興会の「特別研究員」に採用されている者

(2) 国立研究開発法人科学技術振興協会の「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）」あるいは「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」に採用されている者

(3) 国費外国人留学生及び本国からの奨学金等の支援を受ける留学生

(4) 生活費に係る奨学金（240万円／年以上）を得ている学生

(5) 所属する大学や企業等から、240万円／年以上の給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生

### (奨学助成金の金額および支給期間)

第3条 奨学助成金の額は、年額180万円とする。

2 奨学助成金の支給期間は、年度毎の受給継続申請を行えば最長3年まで継続できるものとする。

3 支給期間内において、次年度も奨学助成金の受給を希望する奨学生は、奨学助成金受給継続申請書の他、単位取得状況あるいは研究進捗状況の報告書等を第5条第1項に規定される推薦委員会に提出し、次年度の奨学助成金の支給可否の選考を受けることとする。

4 奨学助成金は、特段の事情がない限り、返還を要しないものとする。

## 第2章 選考委員会

### (選考委員会)

第4条 奨学生採用の選考を行うため、本協会に奨学助成選考委員会（以下「選考委員会」という）を置く。

2 選考委員会の委員の構成は、本協会副会長、理事長及び砂防学会会長の職にある者を委員として委嘱するものとする。その他、必要に応じて、本協会役員および砂防学会役員の中から委員を選任することができる。

3 委員は本協会会長が委嘱し、委員長は委員の互選によるものとする。  
(選考委員会の開催)

第5条 砂防学会内に設置される奨学生候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という）からの奨学生候補者の推薦があった場合には、選考委員会を開催し、奨学生採用の選考について審議する。

2 委員長は、必要に応じ臨時に選考委員会を開催し、又は文書をもって意見を求めることができる。

### 第3章 応募、採用および給付

(奨学生の応募手続き・採用)

第6条 奨学生志望者は、指導教員を通じて、奨学助成金受給申請書などの必要書類を推薦委員会に提出し、推薦委員会の推薦を受けなければならない。

2 奨学生の採用は、推薦委員会から推薦された者の中から、選考委員会が選考し決定する。

3 奨学生に採用された者は、本協会からの採用通知を受け取った後、直ちに採用通知に定められた誓約書等を提出しなければならない。

(成績・研究状況等の報告)

第7条 奨学生は、毎年度末に、単位取得状況あるいは研究進捗状況に関する報告書を推薦委員会に提出しなければならない。

(奨学助成金の給付)

第8条 奨学助成金の給付は、原則として、本人に直接交付するものとし、奨学生本人名義の預金口座への年数回の振込によるものとする。

(異動等の届出)

第9条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに本協会に届出なければならない。

- (1) 休学、復学、留年、停学又は退学の場合
- (2) 奨学生が就職した場合
- (3) 奨学助成金を辞退する場合
- (4) 転居、改氏名等身上に変更があった場合
- (5) その他重要事項に変更が生じた場合

(奨学助成金の支給中止)

第10条 次の場合は、奨学助成金の支給を中止する。

- (1) 奨学生が退学した場合
- (2) 奨学生が就職した場合
- (3) 奨学生が死亡した場合

- (4) 奨学生に採用された者が博士後期課程に進学しなかった場合
  - (5) 奨学生に採用された者が単位取得退学した後、学位論文の作成と申請を行わなかった場合
  - (6) 奨学生に採用された者が奨学助成金の支給開始後に、第2条第3項に定められている制度・事業等に採用された場合
- 2 前項第1号、第2号、第4号、第5号および第6号の場合において、本人が本協会に届け出なかったとき、又は届出が遅れたときは、各事由の発生時点に遡り奨学助成金の支給を中止し、発生時点以降に支給した奨学助成金を月割りにより返還させる。
- 3 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合には、必要に応じ指導教員等の意見を聴いた上で、奨学助成金の支給を中止し、発生時点以降に支給した奨学助成金を月割りにより返還を求めることがある。
- (1) 奨学生志望出願の際、事実を偽った場合
  - (2) 品行不良である場合
  - (3) 学業成績が著しく不良となった場合
  - (4) 留年した場合
  - (5) 成績・研究状況等の報告を怠った場合
  - (6) 疾病等のため学位取得又は研究継続の見込みがなくなった場合
  - (7) 第7条に規定する書類を提出しない場合
  - (8) 家庭事情の好転等のため、奨学助成金支給の必要がなくなった場合
  - (9) その他前各号に準じると判断される場合
- 4 前項の奨学助成金の支給中止の判断は、必要に応じて選考委員会の意見を確認し、本協会が決定する。
- (長期欠席、休学中の取扱)
- 第11条 奨学生が長期欠席、休学したときは、当該事由が発生した翌月分から奨学助成金の支給を停止する。ただし、長期欠席又は休学中の奨学生に、特別の事情があると認められる場合は、長期欠席又は休学中であっても奨学助成金の支給をすることがある。
- 2 前項本文により奨学助成金の支給を停止された者が復学する場合に、奨学助成金支給の再開を希望する場合は、指導教員の承認を得て支給再開申請を行うこととし、本協会は必要に応じて選考委員会の意見を確認し、奨学助成金支給を再開するか決定する。
- 3 1項の場合において、支給を停止された分の奨学助成金がすでに振り込みされている場合、奨学生は停止された分の奨学助成金を本協会に月割りにより返還しなければならない。
- 4 第1項但書の奨学助成金の支給継続、第2項の奨学金の支給再開の判断は、必要に応じて選考委員会に意見を確認し、本協会が決定する。

#### 第4章 補則

(個人情報の保護に関する方針)

第12条 奨学生応募者および奨学生に関する申請書類等の個人情報については、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、奨学生の推薦・選考、奨学助成金の支給、奨学生と

の連絡等奨学助成事業の運営に必要な目的に限定して使用し、また、厳正に管理することとする。

(その他の事項)

第13条 本規程に定めのない事項で必要なものは、場合によっては選考委員会に諮り、最終的には本協会で定めることとする。ただし、早急に決定する必要がある場合は、本協会理事長が決定することとする。

附則

1 本規程は、令和7年4月1日より施行する。